

消防車要請

 119

- ① 火事です
- ② 保育園の住所 佐倉市西志津 4-26-1
- ③ 目印となるもの 『志津図書館の近くです。』
- ④ 保育園の電話番号 043-489-3004
- ⑤ 火災場所を知らせる
- ⑥ けが人、逃げ遅れの報告をする
- ⑦ 逃げ遅れがいた場合は、その情報を伝える

※園児数・職員数を聞かれる場合あり



救急車要請

 119

- ① 救急車要請です。
- ② 保育園の住所 佐倉市西志津 4-26-1
- ③ 目印となるもの 『志津図書館の近くです。』
- ④ 保育園の電話番号 043-489-3004
- ⑤ 園児の状況説明をする「どこで」「誰が」「どのように」「意識があるか」等



救急時対応フロー

【一時預かり事業・こども誰でも通園制度を含む】



事故・急病発生

こども保育課へ連絡
☎ 043-484-6415

応急処置

救急車要請

☎ 119

- ① 保育園の住所 佐倉市西志津 4-26-1
- ② 目印となるもの 『志津図書館の近くです。』
- ③ 保育園の電話番号 043-489-3004
- ④ 園児の状況説明

保護者連絡

- ① 園児の状況説明
- ② 救急要請の確認
- ③ かかりつけ医の確認

救急車及び隊員の動線確保

救急車到着

- ① 隊員からの聞き取り対応(園児の状況・年齢・体重等含む)
 - ② 受け入れ病院の確認
 - ③ 職員1名同伴の確認
- ※保護者が到着していても同様

病院到着

- ① 処置を待つ
 - ② 保護者より医師からの診断の聞き取りをする
 - ③ 在園児…スポーツ振興センター保険
- 一時預かり・こども誰でも通園制度…特別保育事業賠償責任保険・団体傷害保険を使用する。支払い等の手続きは各保険に準ずる。

保護者が到着していない場合

保護者へ連絡

- ① 受け入れ病院の確認
- ② 病院へ向かえるかの確認

こども保育課へ連絡
☎ 043-484-6415

※17:15 以降と土日は 484-1111
へ連絡し子ども保育科の登録者へつなげてもらう。

災害時フロー（火災）

【一時預かり事業・こども誰でも通園制度を含む】

火 災 発 生

- ① 「火事だ！」と大声で周囲に火災の発生を知らせる
- ② 内線電話等で事務室に火災の発生と火災状況を知らせる
- ③ 事務室より園内放送で火災の発生場所と火災状況を知らせ、第一避難場所へ避難するよう誘導する（同時に火災報知器を非常起動する）
- ④ 初期消火をする
- ⑤ ☎119に通報する
- ⑥ こども保育課☎484-6415へ連絡する
※17:15以降と土日は484-1111へ連絡し子ども保育科の登録者へつなげてもらう。

保育室

- ① 園児たちを集める
- ② 人数確認をする
- ③ トイレの中等も確認をする
- ④ 非常持ち出しリュック等を準備する
- ⑤ 火災発生場所より避難経路を決定する
- ⑥ 避難経路の安全確認をする
- ⑦ 園児たちを避難場所へ避難誘導する
- ⑧ 避難場所で人数確認をする
- ⑨ 各リーダーは、隊長（園長もしくは副園長）に園児数及び職員数を報告する
- ⑩ 1階及び2階の確認報告をする（逃げ遅れはないか）

給食室

- ① 火災発生場所の場合は、初期消火をする
- ② 同時に応援を呼ぶ
- ③ 栄養士がリーダーとなり、調理員の人数確認する
- ④ 調理員を避難場所へ誘導する
- ⑤ 避難場所で人数確認する
- ⑥ リーダーは、隊長（園長もしくは副園長）に人数報告する
- ⑦ 園児の避難が終了してない時には、避難誘導のヘルプをする

- ① 第1避難場所に避難完了
- ② 保護者へ災害伝言ダイヤル☎171で安全確認の電話を入れる。またマチコミも活用する
- ③ 一時預かり・誰でも通園制度利用保護者には、災害伝言ダイヤル☎171または電話にて安全確認の電話を入れる
- ④ 隊長（園長もしくは副園長）第2・第3避難場所へ避難するか決定する
- ⑤ 災害時持ち出し物品の持ち出しをする

消防車到着

- ① 隊長（園長もしくは副園長）は、消防隊員に状況を報告する
- ② 消防隊員の誘導に従う

災害時フロー（地震）

【一時預かり事業・こども誰でも通園制度を含む】

地震発生

- ① 事務室より園内放送で地震発生、園児及び職員に身体を守るように伝える
- ② 園内放送で揺れがおさまったときに第1避難場所へ誘導する
- ③ 火災が発生していないかの確認をする（火災発生の場合は、☎119へ通報する）

保育室

- ① 園児へ身体を守るように誘導する
- ② テーブル等身を隠すものがある場合は促す（併せてサルのポーズを促す）
- ③ 身を隠すものがない場合には、ダンゴムシのポーズ等を促す
- ④ 3歳未満児クラスは、保育士が布団等で園児の身体を守る
- ⑤ 揺れがおさまったときに、部屋の中央に園児を集めて人数確認をする
- ⑥ 第1避難場所へ避難する
- ⑦ 避難場所で園児数及び職員数を確認する
- ⑧ 各リーダーは、隊長（園長もしくは副園長）に報告する

園庭及び園外保育（散歩）

- ① 地震発生を感じたら、安全が確保される中央部分等に園児を集める
- ② 園児及び職員の数を確認する
- ③ リーダー保育士に園児及び職員の数報告をする
- ④ 安全確認がとれるまで、その場で待機する
- ⑤ 安全確認がとれた場合もしくはヘルプ職員が来た場合は、合流できるように避難する

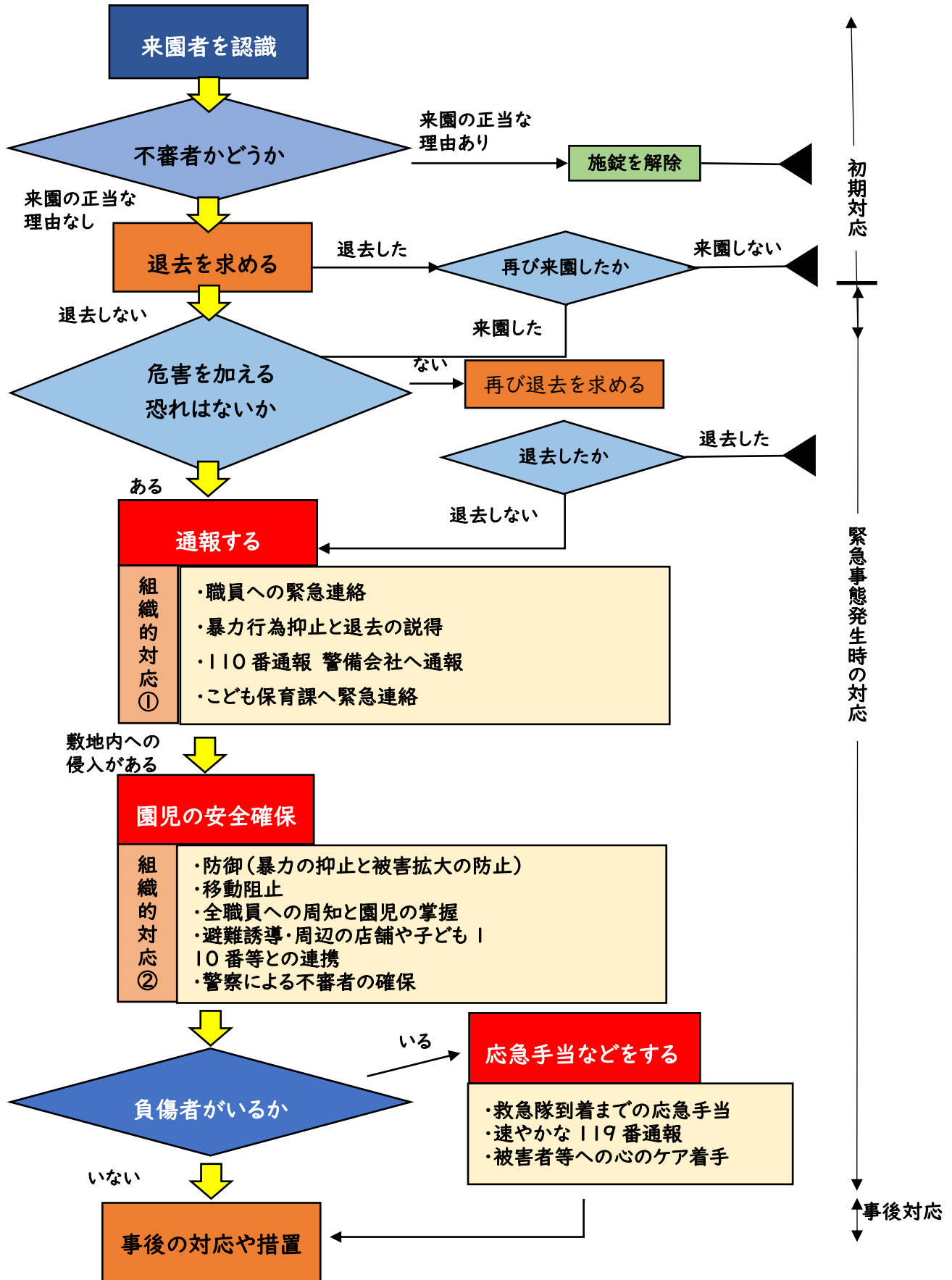
給食室

- ① 火災の確認をする
- ② 栄養士が調理員の人数確認をし、避難場所へ誘導する
- ③ 避難場所で人数確認をし、隊長に報告する
- ④ 子どもの避難誘導をヘルプする

- ① 第1避難場所に避難完了
- ② 災害伝言ダイヤル☎171にて、保護者へ安全確認の電話を入れる。またマチコミも活用する
- ③ 一時預かり・誰でも通園制度利用保護者には、災害伝言ダイヤル☎171または電話にて安全確認の電話を入れる
- ④ 隊長（園長もしくは副園長）第2・第3避難場所へ避難するか決定する
- ⑤ 災害時持ち出し物品の持ち出しをする

保育園における不審者への緊急対応フロー

【一時預かり事業・こども誰でも通園制度を含む】



保育園における行方不明児発生時の緊急対応

【一時預かり事業・こども誰でも通園制度を含む】

